

国民年金保険料免除・猶予制度に関するお知らせ

国保年金課国民年金係 (☎826-1111 内線2290)

国民年金は被保険者が、性別、年齢、所得などに関係なく、法律で定められた均一の保険料(平成30年度は16,340円)を納付することで成り立っていますが、収入の減少や失業など経済的な理由から保険料を納めるのが困難となった場合、申請を行うことで、納付が免除・猶予される制度があります。

保険料の免除制度

本人、配偶者、世帯主の前年所得が基準額以下の場合や失業した場合などに申請することができます。免除には4種類あり、基準額は扶養の数などにより異なります。

免除の種類ごとの納付月額と所得基準額

	免除後の納付月額	所得基準額				
		扶養なし	1人扶養	2人扶養	3人扶養	
免除の種類	全額免除	0円	57万円	92万円	127万円	162万円
	4分の3免除	4,090円	78万円	116万円	154万円	192万円
	2分の1免除	8,170円	118万円	156万円	194万円	232万円
	4分の1免除	12,260円	158万円	196万円	234万円	272万円

※一部免除の基準額は扶養親族等控除額、社会保険料控除額などによって変わります。

※保険料が免除となった期間も老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額の計算の際には、納めたときと比較し2分の1(平成21年度以前は3分の1)になります。なお、年金額への反映は免除の種類によって変わります。

= 注意 =

一部免除制度は、保険料の一部を免除し、残りの保険料を納付する制度です。免除後の保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ扱い)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

保険料の猶予制度

申請者本人の所得が一定額以下であっても、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居している場合には、保険料免除は認められませんが、50歳未満の方に限り保険料の納付を最長で10年先延ばしすることができます。
※保険料が猶予となった期間も老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
※本人と配偶者の所得が、全額免除該当の範囲内である必要があります。

保険料の追納

免除または猶予された保険料については、10年以内ならば追納することができます。ただし、承認を受けた年度から3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて、当時の保険料に一定率を乗じた金額が加算されます。

免除・猶予の申請

国保年金課または年金事務所の窓口で申請できます。免除・猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。**現在、平成30年度7月～平成31年度6月の申請を受け付けています。**
※過年度の免除・猶予申請は随時受け付けており、申請月から原則2年1か月まで遡って申請することができます。

申請に必要なもの／はんこ、年金手帳、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し(失業などを理由に申請する場合。公務員だった方は退職辞令書の写し)
※所得の申告をしていない場合は、申告をしてから申請してください。